

ジェイフロンティア株式会社

定 款

平成20年 6月10日 作成
平成21年12月21日 変更
平成22年 6月17日 変更
平成22年 8月 4日 変更
平成24年 4月 9日 変更
平成25年 3月11日 変更
平成26年 3月23日 変更
平成26年 5月26日 変更
平成28年 5月30日 変更
平成28年 8月31日 変更
平成29年 8月30日 変更
平成29年10月30日 変更
令和 元年 5月13日 変更
令和 2年 8月31日 変更
令和 3年 3月12日 変更
令和 3年 7月 7日 変更
令和 4年 8月30日 変更
令和 5年 8月29日 変更

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、ジェイフロンティア株式会社と称する。

2 当会社の英文社名は、J Frontier Co., Ltd. とする。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 インターネットを利用する広告の代理店業務
- 2 インターネットのホームページの企画立案、制作及び管理業務
- 3 ソフトウェア、システムの企画、開発、制作、使用許諾、分析、販売、賃貸、保守、管理及び導入指導
- 4 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、販売、賃貸、運用並びにこれらの代理
- 5 電子商取引の仲介及び店舗経営に関するコンサルティング業務
- 6 電子商取引サイト向けシステムの代理店業務
- 7 集金代行業
- 8 電気通信事業、インターネット等のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業
- 9 医療に関する情報の収集・処理サービス及び情報提供サービス業務
- 10 医療及びヘルスケア関連事業の営業、調査、マーケティングの支援
- 11 健康食品、化粧品、美容器具、医薬品、医薬部外品、アパレル、日用雑貨及び食品の商品開発、製造、卸売及び販売
- 12 薬局及びドラッグストアの経営
- 13 テレビ、ラジオ、紙媒体及びインターネットを利用した通信販売
- 14 店頭販売向け商品の企画開発及び卸売
- 15 通信販売向け物流会社の仲介及び代理店業務
- 16 メディアの運営、管理業務
- 17 CD及びDVD等の制作、販売業務
- 18 書籍及び雑誌等の制作、販売業務
- 19 テレビ番組の企画立案及び制作、管理業務
- 20 イベント、コンサート、展示会及び講演会等の企画、制作及び運営

- 21 有料職業紹介事業
- 22 グループ会社に対する経営指導及び管理、運営業務
- 23 上記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,534万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告し、臨時に基準日を定めることができる。

(自己株式の取得)

第12条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。
- 3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故又は支障があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

- 2 取締役社長に事故又は支障があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(代理人)

第17条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他会社法施行規則第2条第3項に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会はその決議によって、取締役社長 1 名を選定する。
3 取締役会はその決議によって、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において予め定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項の取締役に支障があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条に定める要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとして取り扱う。

(取締役会規程)

第26条 取締役会の運営については、法令又はこの定款のほか、取締役会の決議によって定める取締役会規程の定めるところによる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数及び権限)

第29条 当会社には、監査役5名以内を置く。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、

緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第33条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

- 2 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第34条 監査役会の運営については、法令又はこの定款のほか、監査役会の決議によって定める監査役会規則の定めるところによる。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第40条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。